

鶴ヶ島市告示第82号

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び鶴ヶ島市財務規則（平成4年規則第8号）第111条の規定に基づき公告する。

平成23年4月5日

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

1 入札に付する事項

事業名	鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業
事業場所	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸79番地2及び同大字太田ヶ谷字沼北176番地2
事業概要	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）の施設整備、開業準備、維持管理、運営の各業務
事業期間	事業契約締結日から平成40年3月末日まで
予定価格	6,001,749,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
最低制限価格	設定しない
関係図書等の閲覧場所等	鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当
担当課	鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当 電話 049（271）1111（内線：535）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の備えるべき参加資格

入札参加者の備えるべき参加資格要件	
入札参加者の構成等	
①	入札参加者は、設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務に当たる者（以下、「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
②	同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と

建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

③ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。

- ・ 代表企業：SPC（本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社 Special Purpose Company。以下同じ。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う者
- ・ 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- ・ 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

④ 代表企業の変更は認めない。

⑤ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。

⑥ 落札者は、仮契約締結までに鶴ヶ島市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

⑦ 構成員は、SPC から受託した又は請負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

⑧ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を入札参加者に含めることができることとする。

構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づ

く一級建築士事務所の登録を受けていること。

- ② 鶴ヶ島市の平成23・24年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成14年度以降に、1,500㎡以上の公共施設の設計完了実績を有していること。
- ④ 平成14年度以降に、学校給食施設又は集団調理施設の設計完了実績を有していること。
- ⑤ HACCPに関する相当の知識を有していること。

2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 鶴ヶ島市の平成23・24年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成14年度以降に、1,500㎡以上の公共施設の工事監理完了実績を有していること。
- ④ 平成14年度以降に、学校給食施設又は集団調理施設の工事監理完了実績を有していること。
- ⑤ HACCPに関する相当の知識を有していること。

3) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 鶴ヶ島市の平成23・24年度の建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に定める「建築一式工事」の総合評定値が850点以上であること。
- ④ 平成14年度以降に、1,500㎡以上の公共施設にて、元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有していること。
- ⑤ 建築工事にかかる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

4) 維持管理企業

構成員である維持管理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

鶴ヶ島市の平成23・24年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

5) 運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 鶴ヶ島市の平成23・24年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ② 参加表明時点で、学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。
- ③ HACCPに関する相当の知識を有していること。

3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成18年8月31日告示第519号）に規定する措置要件に該当する者。
- ③ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者。
- ⑦ 鶴ヶ島市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年8月14日告示第332号）に規定する措置要件に該当する者。
- ⑧ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ・ 玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・ 西脇法律事務所
- ⑨ 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- ⑩ 直近3年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

(2) 入札参加資格確認申請書類の受付

日時	平成23年6月1日(水)から平成23年6月3日(金)まで 8:30から17:00まで (但し、12:00~13:00を除く。)
受付場所	鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当 (鶴ヶ島市庁舎5階)
提出方法	直接持参又は郵送により提出。郵送の場合は期限までに必着のこと。
参加資格審査 結果の通知	入札参加資格を確認し、その結果を代表企業に通知する。

3 契約条項を示す場所

入札説明書等の公表	本入札に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)の公表は、市のホームページに掲載することにより行い、紙媒体での個別の交付は行なわない。
入札説明書等に関する説明会	日時:平成23年4月19日(火) 10:30から 場所:鶴ヶ島市役所 504会議室

4 入札執行の場所及び日時

【入札書及び提案書の提出】

提出場所:鶴ヶ島市役所 504会議室

日 時:平成23年8月4日(木) 9:00から12:00まで

【開札】

開札場所:鶴ヶ島市役所 504会議室

日 時:平成23年8月4日(木) 13:30から

5 入札保証金に関する事項

免除

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

- ① 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札
- ② 金額を訂正した入札
- ③ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札
- ④ 委任状を持参しない代理人のなした入札
- ⑤ 2通以上の入札書を提出した者又は2人以上の入札者の代理をした者がした入札

- ⑥ 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- ⑦ 参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ⑧ 虚偽の記載をした入札
- ⑨ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- ⑩ その他入札の条件に違反した入札

7 前各号のほか必要と認める事項

(1) 入札に関する事項

入札種別	紙入札 入札場所で入札書（指定様式）投函
入札方式	総合評価一般競争入札
落札者の決定方式	総合評価（落札者決定基準による。）
入札回数	1回
内訳書提出	要
入札特定条件	入札説明書及び鶴ヶ島市建設工事等競争入札者心得書を確認の上、入札に参加すること。

(2) 契約に関する事項

契約書作成	要
契約保証金	要
契約締結予定日	平成23年12月（鶴ヶ島市議会での議決後）
契約の場所	鶴ヶ島市役所
建設リサイクル法	該当
前払金	無
部分払	無

(3) その他

その他入札等に関する詳細は、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業入札説明書による。